

11. 参考

緑の保全施策について

平地林、社寺林、屋敷林といった樹林地や、草地、水辺、里山などの都市に残された貴重な緑地の保全を、公共団体、市民が一体となって推進します。

緑地保全地域(都市緑地法第5条)

良好な都市環境を確保するために必要な自然環境を保全するための制度であり、都市計画法における地域地区として指定するもので、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。

※富山県での指定は、ありません。

特別緑地保全地区制度(都市緑地法第12条)

都市内に残された緑地を、都市計画法における地域地区として指定することにより、竹林の伐採や建築行為など一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する制度です。

※富山県での指定は、ありません。

市民緑地(都市緑地法第55条)

身近な生活環境の向上に向け、住民、企業等による自発的な都市の緑の確保を支援する制度です。地方公共団体等が、300㎡以上の土地について、その土地の所有者の申し出に基づき、契約を締結して一定期間（5年以上）住民の利用に供する緑地を設置・管理する制度です。

※富山県での指定は、ありません。

その他の法律

風致地区(都市計画法・風致地区内における建築等の規制に関する条例)

風致地区は、良好な自然環境を形成している土地や良好な住宅地について指定し、都市内外に存在する自然を保護し、良好な都市環境及びその風致を維持することを目的としています。地区内では建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採など都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのある行為にあたり、あらかじめ市町村長の許可を受けなければならないこととされています。

※富山県では、富山市、高岡市において7地区1177haが指定されています。

生産緑地地区(生産緑地法)

市街化区域内にある一段となった農地で、公害の防止、農林漁業と調和した良好な都市環境の保全等良好な生活環境の確保に効果があることや、公共施設の敷地として適している地区で、都市計画で指定し保全します。指定要件により行為の制限・土地の買い取りなどが定められています。また、宅地並み課税の適用除外などの措置があります。

※富山県での指定は、ありません。

保存樹・保存樹木(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律)

都市における美観風致を維持するため、樹木または樹木の集団について市町村長が指定し、貴重な樹木を保存する制度です。

※条例に基づき県内では7市町村で指定されています。

民有地・公有地の緑化施策について

市町村が策定する「緑の基本計画」＝緑の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める総合的な計画に基づき、公共施設及び、民有敷地内における建築物の屋上などの緑地を推進します。

緑地協定(都市緑地法第45条、第54条)

土地所有者等の全員合意によって、既存の樹木等緑地の保全や生け垣の設置など緑化を締結する制度です。

※富山県では、富山市、高岡市、舟橋村において45地区124.0haが指定されています。(R元年度末)

緑化地域(都市緑地法第34条)

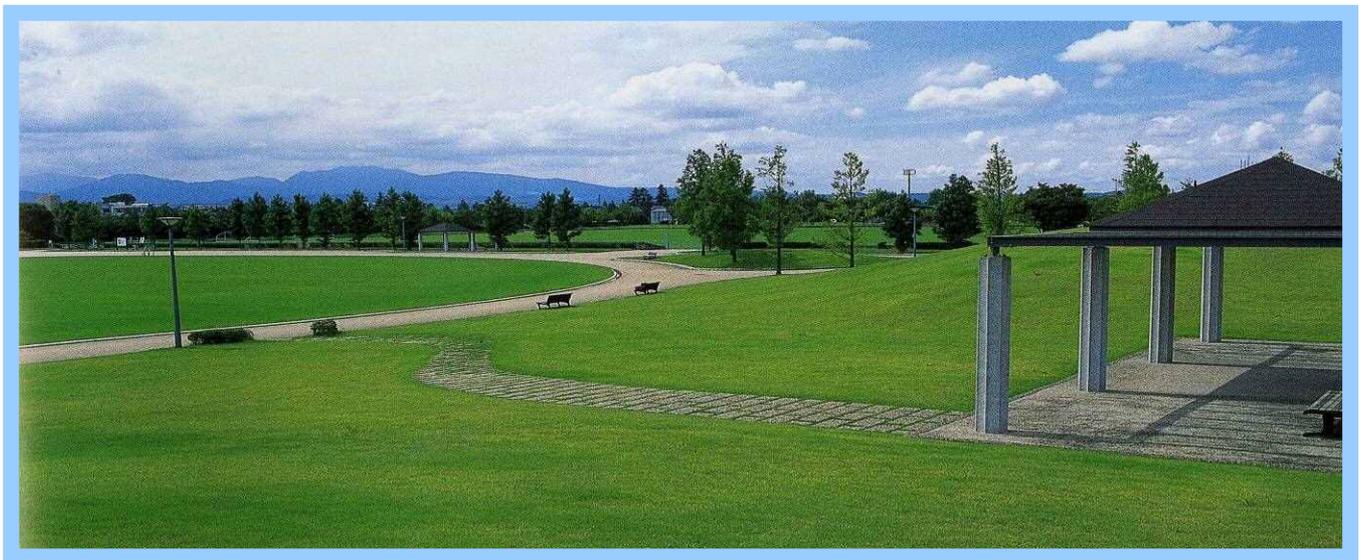
都市中心部等、緑地が不足している区域において、大規模な敷地面積(1,000㎡以上)の建築物の新築や増築を行う場合に敷地の一定割合の緑化を義務づける制度です。市町村は都市計画で地域指定するとともに、緑化率の最低限度を定めます。

※富山県での指定はありません。

緑化施設整備計画認定制度(都市緑地法第60条)

緑の基本計画に定められた緑化重点地区・緑化区域内において、建築物の屋上、空き地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定し、事業者が整備した緑化施設について固定資産税の特例措置を受けることができます。

※富山県での実施実績は、ありません。



編集・発行/ 富山県土木部都市計画課
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
☎076-444-3348

令和3年12月発行